

Topics | トピックス

◆ 厚生労働省が「平成31年度 厚生労働省予算概算要求の概要」を公表 ～「年金特別会計」の要求額は68兆1,405億円

厚生労働省は平成30年9月19日、「平成31年度 厚生労働省 予算概算要求の概要」を公表した。「一般会計」の要求・要望額は総額31兆8,956億円で、前年度より7,694億円(2.5%)の増額となった。このうち「年金・医療等に係る経費」に対する要求・要望額は29兆8,241億円(前年度比6,179億円・2.1%増額)となった。「年金特別会計」については68兆1,405億円の要求額となり、前年度より7,786億円(1.2%)の増額となった(表1)。

平成31年度予算概算要求では、「人生100年時代」を見据えて一億総活躍社会を実現するために、〔働き方改革・人づくり改革・生産性革命〕や〔質が高く効率的な保健・医療・介護の提供〕〔全ての人々が安心して暮らせる社会に向けた福祉等の推進〕を目指し、全世代型社会保障の基盤強化に取り組むための要求・要望額をまとめた(表2)。なお、社会保障の充実については、〔年金受給資格期間の短縮〕や、〔遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大〕に伴う経費が引き続き計上されている。

■ 表1 平成31年度厚生労働省予算概算要求の概要

(単位：億円)

区分	平成30年度予算額	平成31年度 要求・要望額	平成31年度 対前年度増減額	平成31年度 対前年度増減率
一般会計				
一般会計	311,262	318,956	7,694	2.5%
うち 年金・医療等 に係る経費	292,061	298,241	6,179	2.1%
うち 新しい日本の ための優先課題 推進枠	—	2,425	2,425	—
特別会計				
労働保険特別会計	36,089	36,866	777	2.2%
年金特別会計	673,620	681,405	7,786	1.2%
東日本大震災 復興特別会計	235	256	20	8.6%

■ 表2 平成31年度厚生労働省予算概算要求の主要事項一覧表

(単位：百万円)

項目	平成30年度予算額	平成31年度要求・要望額
第1 働き方改革による労働環境の整備、 生産性向上の推進	303,560	404,786
第2 人材投資の強化や女性、 高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進	280,190	318,713
第3 安心して質の高い医療・介護サービスの提供	15,038,952	15,442,124
第4 健康で安全な生活の確保	515,262	581,278
第5 子どもを産み育てやすい環境づくり	504,909	531,428
第6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保	3,047,564 等	3,065,484 等
第7 障害者支援の総合的な推進	1,882,276	2,012,289
第8 安心してできる年金制度の確立 ・ 持続可能で安心してできる年金制度の運営 ・ 日本年金機構による公的年金業務の対応 の着実な実施 ・ 正確な年金記録の管理と年金記録の訂正 手続きの着実な実施 (小計)	11,619,805 295,659 2,396 11,917,860	11,782,177 317,538 2,794 12,102,509
第9 施策横断的な課題への対応	34,500	63,777

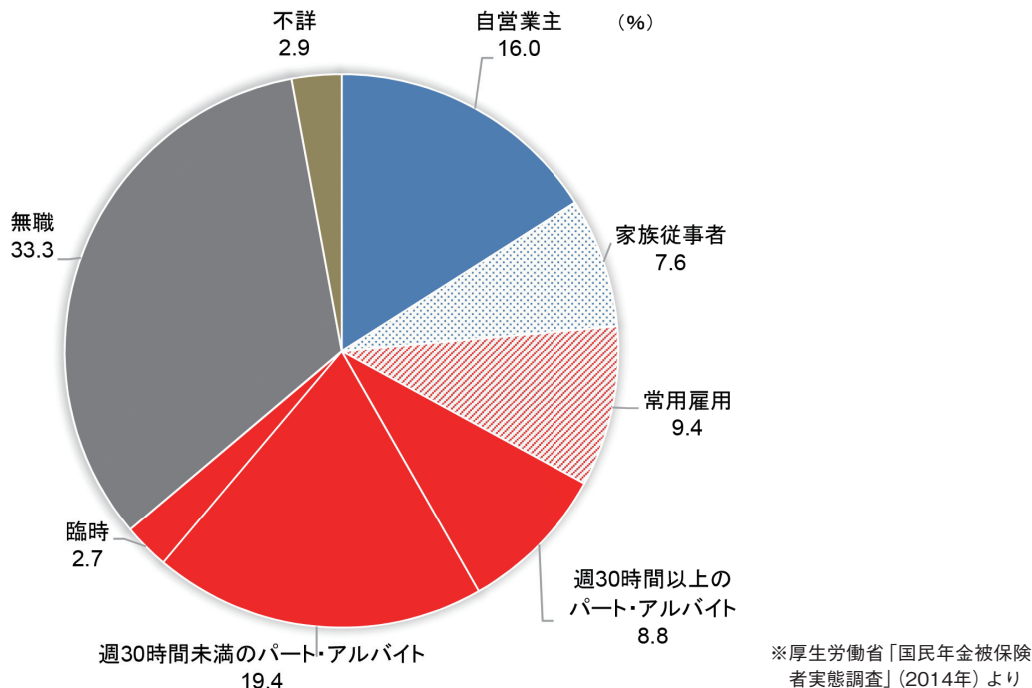
◆ 2019年9月までに被用者保険の適用をさらに拡大 ～第4回社会保障審議会年金部会

厚生労働省は平成30年9月14日、「第4回社会保障審議会年金部会」を開催し、「被用者保険の適用拡大について」等を審議した。

日本は現在、高齢者の急増に直面しているが、2025年からは生産年齢人口の急減という局面を迎えることになる。一方で、女性や高齢者の就業率が上昇しており、また、柔軟で多様な働き方が求められ、長い老後期間に向けて資産形成への意識も高まってきている。こうした経済・社会及び個人のライフスタイルの変化を受け止め、「人生100年時代」に対応できる制度を構築することが年金制度の課題となっている。その一環として、短時間労働者に対する被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大は、パートやアルバイト等（現在は、第1号被保険者の30%を占める。図1）であっても、老後や障害状態になったとき、死亡したときに手厚い年金を受け取れるようにする観点から、これまで段階的に実施されてきた。平成28年10月には従業員501人以上の企業に限定して、月収8.8万円以上で勤務期間1年以上等の要件を満たす短時間労働者を対象に適用が拡大された。続いて平成29年4月には従業員500人以下の企業であっても労使の合意があれば適用拡大を可能とした（国・地方公共団体は規模にかかわらず適用）。現在、平成31年（資料原文のまま、2019年）9月に向けて更なる適用拡大の検討が求められている。適用拡大は基礎年金水準の確保にも効果があることが試算されており、その必要性は明らかであるが、一方で短時間労働者の比率の高い業種や中小企業の負担にも考慮すべきという意見が出されている。また、年金だけではなく医療保険財政についても影響を考慮すべきとの意見も出されている。

今後は、さらなる適用拡大に向けて、その要件（企業規模、週の所定労働時間や賃金、勤務期間、学生を対象外とすること）を見直すとともに第3号被保険者を減少することがポイントとなる。

■ 図1 直近の国民年金第1号被保険者の就業状況



◆ 日本年金機構から平成31(2019)年分「扶養親族等申告書」を送付

平成30年9月18日、日本年金機構は平成31年(2019)分の「扶養親族等申告書」の送付を開始したことを公表した。送付期間は平成30年9月18日～10月2日で、平成30年8月までに通知した最新の老齢年金・退職年金の合計額が、年間108万円以上の65歳未満の人、あるいは年間158万円以上の65歳以上の人(2019年12月31日現在の年齢)が対象で、約810万件を送付した。「扶養親族等申告書」に加えて「大切なお知らせ」と「作成と提出の手引き」(日本年金機構ホームページにも掲載)が同封された(図2・3)。

老齢年金と退職年金は雑所得として所得税の課税対象となるが※、所得控除を受けるためには必ず「扶養親族等申告書」の提出が必要となる。扶養する配偶者や親族がいなくても必ず提出することが必要。老齢年金等は通常10.21%の所得税(復興特別所得税を含む)が源泉徴収されるが、「扶養親族等申告書」を提出することで各種控除を受けることができ、所得税率が5.105%となる。平成31(2019)年度の分については平成30年10月31日が提出期限となっている。

※障害年金・遺族年金は非課税。

■ 図2 平成31(2019)年分「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(継続用)
(表面) (裏面)

【継続用】

平成31年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

前年から「変更なし」で申告します。
 ※受給者欄にご本人の氏名を記入し、捺印のうえ提出ください。他の項目の記入は不要です。

前年から「変更あり」で申告します。
 ※「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も含め、該当項目を確認してください。

※単身者の方も含め、全ての方はこの申告書を提出する必要があります。

提出期日 平成30年10月31日

提出年月日 平成 年 月 日

受給者
 氏名 フリガナ ネンキン タロウ
 氏名 氏名
 電話番号
 生年月日 昭和 25年 11月 30日

控除対象となる配偶者
 氏名 フリガナ ネンキン ヨシコ
 氏名 氏名
 年金 好子
 続柄 1. 夫 2. 妻
 生年月日 平成 20年 7月 8日
 収入 万円

扶養親族 (3人目以降は裏面を自記して、ご記入ください)

氏名	続柄	生年月日	障害	所得の区分	年間所得の見積額
氏名	子	1. 明 3. 大	1. 普通障害	1. 同居	38万円以下
氏名	子	2. 明 7. 平	2. 特別障害	2. 別居	36万円超
氏名	子	3. 明 3. 大	1. 普通障害	1. 同居	38万円以下
氏名	子	4. 明 7. 平	2. 特別障害	2. 別居	36万円超
氏名	子	5. 明 3. 大	1. 普通障害	1. 同居	38万円以下
氏名	子	6. 明 7. 平	2. 特別障害	2. 別居	36万円超
氏名	子	7. 明 3. 大	1. 普通障害	1. 同居	38万円以下
氏名	子	8. 明 7. 平	2. 特別障害	2. 別居	36万円超
氏名	子	9. 明 3. 大	1. 普通障害	1. 同居	38万円以下
氏名	子	10. 明 7. 平	2. 特別障害	2. 別居	36万円超

裏面

扶養親族 (続き)

氏名	続柄	生年月日	障害	所得の区分	年間所得の見積額
氏名	子	1. 明 3. 大	1. 普通障害	1. 同居	38万円以下
氏名	子	2. 明 7. 平	2. 特別障害	2. 別居	36万円超
氏名	子	3. 明 3. 大	1. 普通障害	1. 同居	38万円以下
氏名	子	4. 明 7. 平	2. 特別障害	2. 別居	36万円超
氏名	子	5. 明 3. 大	1. 普通障害	1. 同居	38万円以下
氏名	子	6. 明 7. 平	2. 特別障害	2. 別居	36万円超
氏名	子	7. 明 3. 大	1. 普通障害	1. 同居	38万円以下
氏名	子	8. 明 7. 平	2. 特別障害	2. 別居	36万円超
氏名	子	9. 明 3. 大	1. 普通障害	1. 同居	38万円以下
氏名	子	10. 明 7. 平	2. 特別障害	2. 別居	36万円超

概要欄

ご記入の際は、「扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みください。

個人番号(マイナンバー)が確認できる書類の添付は必要ありません。

個人番号(マイナンバー)の記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受領しないことはありません。

個人番号(マイナンバー)を記入することで、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(未成年)の記録簿、地方税法第45条の29の2に基づき、2018年12月31日現在の2019年度による、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載が必要です。

年金の支払者 厚生労働省年金事業企画課長
 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
 法人番号 600001207001

■ 図3 同封の「大切なお知らせ」

【継続用】

大切なお知らせ

扶養親族等申告書の提出をお願いします
 提出すると税率が5.105%になります

扶養親族等申告書

扶養親族のいない方も必要です

提出した場合 税率 5.105%
 該当する控除が受けられます

提出しなかった場合 税率 10.21%
 該当する控除が受けられません

記入方法のポイント

確認 申告書にてあらかじめ記載されている配偶者・扶養親族に変更があるかをご確認ください

変更・追加がない場合 提出年月日、ご本人の氏名を記入の上、捺印

変更・追加がある場合 同封の「手引き」を参照し記載内容を訂正・追加

投函 返信用封筒に切手を貼り、ポストに投函してください

日本年金機構
Japan Pension Service

■ 公的年金の源泉徴収額の計算

・「扶養控除等申告書」を提出していない場合

扶養親族等申告書を提出していない場合は各種の所得控除が差し引かれず、税率10.21%で源泉徴収される。

所得税 = 年金額 × 10.21%

(1円未満は切り捨て)

所得税率10% × 復興特別所得税1.021%

・「扶養控除等申告書」を提出した場合

扶養親族等申告書を提出した場合は各種の所得控除が差し引かれ、税率5.105%で源泉徴収される。

所得税 = 年金額 × 社会保険料控除等、各種控除 × 5.105%

(1円未満は切り捨て)

所得税率5% × 復興特別所得税1.021%

◆ iDeCo加入者が100万人突破間近、ロゴマーク作成でさらなる推進

iDeCo加入者が間もなく100万人を突破する。設立当初(平成28年12月)は約30.6万人であった加入者は、平成30年7月時点で約97.7万人と約3.2倍に増加した。厚生労働省ではiDeCoのさらなる周知と加入者の増加を目指し、記念のロゴマークを作成した(図4)

このロゴマークは、加入者が100万人を超えた時点で厚生労働省や国民年金基金連合会が作成するパンフレットに掲載されることとなっている。さらに、制度の運営を担う金融機関や関係団体とも連携し、「iDeCo加入者100万人突破キャンペーン」の一環として、各団体が開催する各種イベントや、団体のホームページやSNS、メールマガジン、出版物などに掲載してiDeCoを紹介することとなっている。

なお、ロゴマークのダウンロードや使用規程に関しては、「iDeCo公式サイト」(国民年金基金連合会運営)から参照できる。

(https://www.ideco-koushiki.jp/library/ideco_chan/)

※障害年金・遺族年金は非課税。



■ 図4 「加入者100万人突破キャンペーン」のロゴ

◆ 平成30年7月末現在の国民年金月次保険料は3年経過納付率で72.8%

厚生労働省は平成30年9月28日、平成30年7月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【平成27年7月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比1.2%増の72.8%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は1,084万月で、納付月数は789万月。

【平成28年7月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比4.6%増の73.2%であった。納付対象月数は1,002万月で、納付月数は733万月。

【平成29年7月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は69.9%であった。納付対象月数は940万月で、納付月数は657万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は86.1%となっている。